

兵庫県立淡路医療センター初期臨床研修管理委員会 設置要綱

(設置)

第1条 兵庫県立淡路医療センター（以下「本院」という。）における初期臨床研修の実施を統括管理するため、兵庫県立淡路医療センター初期臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修医 臨床研修を目的として本院に受け入れた医師免許を有するものをいう。
- (2) 協力病院 本院と協力して研修医の臨床研修の一部を行う協力型病院及び臨床研修協力施設をいう。

(役割及び機能)

第3条 委員会の役割及び機能は次のとおりとする。

- (1) 臨床研修病院の在り方の検討に関すること
- (2) 研修プログラムの作成方針に関すること
- (3) 研修プログラム間の相互調整に関すること
- (4) 研修医の募集、採用（マッチングを含む）、処遇、管理に関すること
- (5) 臨床研修の評価（全体評価、研修医評価、指導医評価、指導者評価、その他の評価）に関すること
- (6) 協力病院への出向に関すること
- (7) 協力病院の可否に関すること
- (8) 臨床研修目標の到達状況の評価に関すること
- (9) 臨床研修修了時および中断時の評価に関すること
- (10) その他臨床研修に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長（病院長）
- (2) 委員会が管理する研修プログラムのプログラム責任者
- (3) 委員会が管理する研修プログラムのプログラム副責任者
- (4) 内科系及び外科系の臨床研修実施責任者
- (5) 精神科、小児科及び産婦人科の臨床研修実施責任者

- (6) 救急臨床研修実施責任者
- (7) 各年次の研修医の代表
- (8) 協力病院の臨床研修実施責任者
- (9) 管理局長
- (10) 総務部長
- (11) 看護部長
- (12) 薬剤部長
- (13) 放射線部技師長
- (14) 検査部技師長
- (15) 外部委員 1 名
- (16) その他委員会が必要と認めたもの

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は病院長をもって充て、副委員長は、プログラム責任者とする。
- (2) 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- (3) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第 6 条 委員会が認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(決議)

第 7 条 第 3 条に定める審議事項の決議については、委員長及び副委員長を含めた委員の過半数の出席又は委任を要する。

(委員会の開催)

第 8 条 委員会は年に 3 回開催するほか、必要に応じて委員長が開催する。開催形態は対面とする。ただし、臨床研修状況等の軽微な事項の報告については書面を以て開催とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局を総務課におく。事務局は、研修の記録及び保管並びに委員会運営業務を行う。

(研修医管理部会の設置)

第 10 条 委員会の役割を円滑に遂行するため、研修医管理部会を設置する。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。